

## 三重県職員等公益通報取扱要綱（内部職員等からの通報）

### （目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）を踏まえ、法令違反等に関する通報を内部の職員等から受け付ける仕組みを整備し、通報者の保護を図りながら適切な措置を講ずることで、不正を未然に防止するとともに、法令遵守の確保及び透明で公正な県政の運営に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「法令違反等」とは、次条第1項第1号に規定する職員（退職者は除く。）の職務遂行にあたっての次に掲げる行為をいう。

- （1）法令等に違反又はこれに至るおそれのある行為
- （2）人の生命、身体、健康、財産等に対し、重大な影響を及ぼすおそれのある行為

第3条 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）知事、公営企業管理者、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下「県の機関」という。）に属する職員又は通報の日前1年以内に当該職員であった者
- （2）県の機関を役務の提供先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者
- （3）県の機関との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者
- （4）県の機関との請負契約その他の契約に基づく事業に従事する役員
- （5）県の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者

2 この要綱において「通報」とは、前項第1号に規定する職員（退職者は除く。）による法令違反等の行為を知らせることをいう。

3 この要綱において「相談」とは、通報に先立ち若しくはこれに関連して違法性の有無に関する質問を行うこと、又は必要な助言を受けることをいう。

4 この要綱において「受付」とは、次条第1項及び第2項に定める窓口に対してなされた通報を受けをいう。

5 この要綱において「受理」とは、次条第1項及び第2項に定める窓口に対してなされた通報について、調査又は是正措置を行う必要があるものとして受け付けることをいう。

### （通報窓口及び方法）

第4条 通報は、総務部を総合窓口とするほか、対象となる法令等を所管する部局（以下「関係部局」という。）の窓口にも通報することができる。通報を受けた場合、関

係部局は内容を整理の上、すみやかに総務部に報告を行うものとする。

- 2 通報は、前項に掲げる窓口のほか、通報に係る職務を公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから、あらかじめ知事が選任した者（以下「外部窓口通報対応者」という。）を窓口として行うことができる。
- 3 職員等は、前二項に規定する窓口に、相談を行うことができる。
- 4 通報は、文書（封書）、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

（公益通報対応にかかる者の責務等）

第5条 公益通報対応にかかる責任者（以下「通報対応責任者」という。）は、総務部に置く。

- 2 公益通報対応業務を行う者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得たものを含む。）であり、かつ、当該業務に関して通報又は相談した者を特定させる事項を伝達される者は、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として指定される。
- 3 第8条第2項で定める調査を行う担当者であって、通報又は相談した者を特定させる事項を伝達される者は、従事者として指定される。
- 4 第9条第1項で定める是正措置等を行う担当者であって、通報又は相談した者を特定させる事項を伝達される者は、従事者として指定される。
- 5 通報対応責任者は、前2項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により伝達する。
- 6 従事者は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。
- 7 従事者は、当該対応手続きにおいて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 8 従事者は、利益相反関係を有する案件についての通報又は相談への対応に関与してはならない。

（通報者の責務）

第6条 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的で通報してはならない。

- 2 通報者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。
- 3 通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

（通報の受付）

第7条 従事者は、通報があったときは、誠実かつ公正に通報に対応しなければならない。正当な理由なく通報の受付を拒んではならない。

- 2 従事者は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実の把握に努めるとともに、通報者に対し、不利益取扱いのないこと及び秘密が保持されることを説明しなければならない。ただし、通報者が説明を

望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない（以下次項、第8条第1項、同条第4項及び第10条についても同じ。）。

- 3 通報対応責任者は、受け付けた通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し通知しなければならない。ただし、当該通報が、外部窓口通報対応者が受けたものであるときは、当該外部窓口通報対応者を經由して通知するものとする。
- 4 外部窓口通報対応者は、受け付けた通報を、通報者の氏名、所属、連絡先及びメールアドレス等通報者が特定され、又は類推される情報を秘匿した上で、通報対応責任者に送付するものとする。ただし、通報者が氏名、所属、連絡先及びメールアドレス等を秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。
- 5 通報対応責任者は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間について、関係部局と協議の上、遅滞なく設定するように努めるものとする。

#### （調査の実施）

第8条 通報対応責任者は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉並びにプライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、受付日から起算して20日以内に通知しなければならない。ただし、当該通報が、外部窓口通報対応者が受けたものであるときは、当該外部窓口通報対応者を經由して通知するものとする。

- 2 関係部局は、関係者からの事情の聴取、書類の閲覧その他の必要な調査を遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。また、総務部は、必要に応じ調査を行うことができる。
- 3 関係部局及び総務部は、調査の実施にあたっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しなければならない。
- 4 調査中は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉並びにプライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を取りまとめ次第、直接、又は当該通報が、外部窓口通報対応者が受けたものであるときは、当該外部窓口通報対応者を經由して通知するよう努めなければならない。

#### （所属及び職員の協力義務）

第8条の2 調査を受ける所属及び職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 前項の所属及び職員は、通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。
- 3 第1項の所属及び職員は、通報について第3条に規定する知事以外の機関（以下

「県の他の機関」という。)その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(是正措置等)

第9条 知事は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)を講じるものとし、必要があるときは、関係職員の処分を行うものとする。

2 知事は、法令違反等が県の他の機関に関するものであるときは、県の他の機関の長に調査結果を報告するとともに、必要な是正措置を講ずるよう要請するものとする。

3 前項により要請を受けた県の他の機関の長は、必要な是正措置を講じるとともに、結果を知事に報告しなければならない。

4 知事又は県の他の機関の長は、通報対応終了後、是正措置等が十分に機能しているかについて適切な時期に確認し、必要があるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めなければならない。

(是正措置等の通知)

第10条 通報対応責任者は、前条の是正措置等の内容について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉並びにプライバシー等の保護に支障がない範囲において、直接、又は当該通報が、外部窓口通報処理者が受けたものであるときは、当該外部窓口通報処理者を經由して通報者に対し通知するものとする。

(通報者等の保護)

第11条 通報者又は相談者(以下「通報者等」という。)は、通報又は相談をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

2 知事又は県の他の機関の長は、通報又は相談したことを理由として、通報者等に不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、処分その他適切な措置を講じるものとする。範囲外共有や通報者の探索を行った者、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした者及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者についても同様とする。

3 知事又は県の他の機関の長は、通報対応の終了した後も通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

4 知事又は県の他の機関の長は、前項のフォローアップの結果、不利益な取扱いが認められる場合には、通報者を救済するための適切な措置を講じるものとする。

5 通報者等は、通報又は相談したことを理由とした不利益な取扱いについて、その取扱いの内容等に応じて、人事委員会に対する不利益処分についての審査請求(地

方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2に規定する「審査請求」をいう。）、勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第46条に規定する「勤務条件に関する措置の要求」をいう。）、職員相談（職員相談に関する規則（平成17年三重県人事委員会規則11-3）第1条に規定する「職員相談」をいう。）等を利用することができる。

（関係事項の公表）

第12条 知事は、通報件数及びその概要等について、毎年度公表するものとする。  
ただし、通報者等が特定できる情報は公表しないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。